

経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者等に対する特定同族会社等の特別税率の不適用制度に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	・ ・	連結親 法人名	
----------------------------	--------	--------	------------	--

平十八・四・一以後終了連結事業年度分

適用該当号の区分		1	措置法第68条の109第1項該当 旧措置法第68条の109第1項第()号該当
一 項 (旧 一 項 二 号) 該 当	連結親法人の経営革新計画の承認年月日	2	平 . .
	連結親法人の経営革新のための事業の内容	3	
	当期末における連結親法人の事業の状況	4	
旧 一 項 一 号 該 当	設 立 の 日	5	平成 . . [旧措置法令第39条の128第1項()号] 平 . .
	連結親法人の中小企業者の判定	6	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第()号該当
一 項 一 号 該 当	連結親法人の主たる事業	7	業
	連結親法人の資本金の額又は出資金の額	8	円
	連結親法人が常時使用する従業員の数	9	人
添 付 書 類	措置法第68条の109第1項 旧措置法第68条の109第1項第2号		イ 行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する承認経営革新計画の計画書の写し
	旧措置法第68条の109第1項第1号		登記事項証明書若しくは登記簿謄本又はそれらの写し

経営革新計画を実施する連結親法人である 中小企業者等に対する特定同族会社等の 特別税率の不適用制度に関する明細書の記載の仕方

1 この明細書は、措置法第68条の109第1項（経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用）又は平成18年改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。）第68条の109第1項（連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）の規定の適用を受ける場合に連結確定申告書に添付することとされている措置法規則第22条の80各号又は平成18年改正前の措置法規則第22条の80第1号又は第2号に定める書類に代えて添付する場合に記載します。

なお、旧措置法第68条の109第2項に規定する連結親法人が平成18年4月1日以後終了する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合には、法人税申告書別表三の二の「30」から「33」までの各欄に記載の上、連結確定申告書に添付してください。

2 「適用該当号の区分1」には、措置法第68条の109第1項又は旧措置法第68条の109第1項各号のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲み、（ ）内に該当項号を記載します。

3 「一項（旧一項二号）該当」の各欄は、次により記載します。

(1) 「連結親法人の経営革新計画の承認年月日2」には、連結親法人が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下「中小企業新事業活動促進法」といいます。）第9条第1項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。

(2) 「連結親法人の経営革新のための事業の内容3」には、中小企業新事業活動促進法第10条第2項に規定する承認経営革新計画に従って実施している同項の経営革新のための事業の内容を簡記します。

(3) 「当期末における連結親法人の事業の状況4」には、当期末における連結親法人の(2)

の事業の実施状況を記載します。

4 「旧一項一号該当」の各欄は、次により記載します。

(1) 「設立の日5」には、連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の設立の日のうち最も早い日を記載するとともに、当該連結親法人又はその連結子法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）若しくは登記簿謄本又はそれらの写しを添付します。

この場合において、平成18年改正前の措置法施行令第39条の128第1項各号のいずれかに該当する場合は、（ ）内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める連結親法人、他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書）若しくは登記簿謄本又はそれらの写しを添付します。

(2) 「連結親法人の中小企業者の判定6」の（ ）内には、連結親法人が中小企業新事業活動促進法第2条第1項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。

(3) 「連結親法人の主たる事業7」から「連結親法人が常時使用する従業員の数9」までは、連結事業年度終了の時の現況により記載します。

(注) 平成17年4月1日から平成17年4月12日までの間に開始し、かつ、平成18年4月1日以後に終了する連結事業年度である場合において、平成17年改正前の措置法第68条の109第1項又は第2項の規定の適用を受ける場合には、この明細書は使用せず、「連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書（平17.4.1以後終了連結事業年度分）」を御使用ください。